

# 横須賀市報

号外第6号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

**上下水道企業管理規程**

- ◇上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程中一部改正…………… 1
- ◇上下水道局専決規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局公文書管理規程中一部改正…………… 2
- ◇上下水道局公印規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程中一部改正…………… 3
- ◇上下水道局企業職員被服貸与規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局会計規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局公金徴収事務等委託規程中一部改正…………… //
- ◇上下水道局契約事務取扱規程中一部改正…………… //
- ◇水道事業用行政財産使用料徴収規程中一部改正…………… 4
- ◇指定給水装置工事事業者規程中一部改正…………… //
- ◇横須賀市下水道条例施行規程中一部改正…………… //
- ◇指定下水道工事店条例施行規程中一部改正…………… //

**上下水道局公告**

- ◇横須賀都市計画下水道事業の賦課対象区域について… //

**消防局訓令甲**

- ◇火災予防事務処理規程中一部改正…………… //
- ◇建築同意等事務処理規程中一部改正…………… 5
- ◇防火管理者等関係事務処理規程中一部改正…………… 7
- ◇防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程中一部改正…………… //
- ◇火災予防査察規程中一部改正…………… 8
- ◇危険物の規制に関する事務処理規程中一部改正…………… //
- ◇液化石油ガス関与事務処理規程中一部改正…………… 11
- ◇火災予防違反処理規程中一部改正…………… //
- ◇警防規程中一部改正…………… 12

**教育委員会規則**

- ◇教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等中一部改正…………… //
- ◇教育職員手当等支給規則中一部改正…………… 15
- ◇職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則の廃止…………… 17
- ◇横須賀市教育委員会傍聴人規則中一部改正…………… 18
- ◇教育委員会事務局等事務分掌規則中一部改正…………… //

**教育委員会訓令甲**

- ◇教育委員会専決規程中一部改正…………… //
- ◇教育委員会の所管に係る公文書管理規程中一部改正… 19
- ◇市立学校職員の勤務時間に関する規程中一部改正…………… //

**公平委員会規則**

- ◇管理職員等の範囲を定める規則中一部改正…………… //

**土地開発公社公告**

- ◇令和7年度横須賀市土地開発公社事業計画について… //
- ◇令和7年度横須賀市土地開発公社予算について…………… //

## 上下水道企業管理規程

**横須賀市上下水道企業管理規程第1号**  
 上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成13年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
 令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋  
 別表経営料金課の項中

下水道使用料の減免の承認	横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第26条	14日	を に
排除汚水量の認定等	横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第14条第2項第2号若しくは第3号又は第3項	14日	
下水道使用料の減免の承認	同条例第26条	14日	

改める。  
 附則  
 この規程は、公表の日から施行する。

**横須賀市上下水道企業管理規程第2号**  
 上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
 令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
 横須賀市上下水道局長 長島 洋  
 第1条第9号中「指定、指定の更新、」を削り、同条第10号中「指定、継続指定、」を削る。  
 別表第1の表許可、認可、承認等の申請に対する処分等（注3参照）の項中

	簡易又は定例事項	を
一般事項	簡易又は定例事項	に改め、同表保有
	疑義又は裁量の余地のないもの	を
疑義又は裁量の余地のあるもの	疑義又は裁量の余地のないもの	に改める。

別表第2第1項の表任免（経営部総務課に限る。）の項中「休職」の次に「・復職」を加える。  
 別表第3第1項の表調達の中「80万円」を「150万円」に、  
 「130万円」を「200万円」に、  
 「（有馬浄水場長については10万円）」を「（有馬浄水場長については50万円）」に、  
 「130万円（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条）」を「200万円（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条）」に改める。

の2第1項第2号から第5号までの規定に該当する契約にあっては、500万円) (有馬浄水場長については20万円) 」

の2第1項第2号から第5号までの規定に改め、同表注に関するに該当する契約にあっては、500万円) (有馬浄水場長については20万円) 」

部分第5項中「(施設及び設備の保守管理等に係るものに限る。)」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第3号

上下水道局公文書管理規程(平成21年横須賀市上下水道企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館、博物館、美術館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第6号中「電子情報処理組織で」を「情報システム(横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)第2条第3号に規定するものをいう。)であって、」に改める。

第10条第1項中「横須賀市情報セキュリティ規則(平成29年横須賀市規則第11号)第2条第3号に規定する情報システム(以下単に「情報システム」という。)」を「情報システム」に改める。

第11条中「到達した文書」の次に「又は作成した文書」を加える。

第13条第1項中「を処理」を「の処理について意思決定」に改める。

第23条第1項中「行い、紙決裁の文書」の次に「及び情報システムにより起案した決裁文書」を加える。

第30条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、文書管理システムに登録した公文書は、文書管理システム内に保存するものとする。この場合において、職務の遂行上必要があるときは、文書管理システムから印刷物として出力したものを併せて保存することができる。

5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により文書管理システム内に保存することができない公文書に係る電磁的記録は、文書管理システムから出力したものを保存しなければならない。

第34条第3項後段中「印刷物として」を「印刷物その他長期間保存が可能な媒体に」に改め、「とし、文書管理システム内に保存していた電磁的記録は抹消するもの」を削る。

別表第1第1種の部第22号中「指定、指定の更新、」を削り、同部第23号中「指定、継続指定、」を削る。

別表第1第2種の部第14号及び第15号を次のように改める。

(14) 指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新に関する決裁文書

(15) 指定下水道工事店の指定及び継続指定に関する決裁文書

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第4号

上下水道局公印規程(昭和41年横須賀市水道企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表第3中

横須賀市上下水道事業管理者之印	1	横須賀市上下水道事業管理者之印	てん書	方21	経営部総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
					経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

を

横須賀市上下水道事業管理者之印	1	横須賀市上下水道事業管理者之印	てん書	方21	経営部総務課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
					経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
横須賀市上下水道事業管理者之印	2	横須賀市上下水道事業管理者之印	てん書	方12	技術部給排水課長	技術部給排水課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					技術部給排水課長	技術部給排水課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

に、

2 を 3 に、 3 を 4 に、

横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	4	横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	てん書	方21	経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					経営部経営料金課長	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

を

横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	5	横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	てん書	方21	経営部	経営部経営料金課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					経営料金課長	
横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	6	横須賀市上下水道事業管理者職務代理者之印	てん書	方12	技術部	技術部給排水課の所管事務で課長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
					給排水課長	

「5」を「7」に、「6」を「8」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

上下水道局企業職員特殊勤務手当支給規程（昭和31年横須賀市水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第6条第1項中「本市の区域以外の区域において」を「場合に」に改め、「係る応急作業」の次に「（以下「応急作業」という。）」を加え、同条第2項中「作業に従事した日1日につき1,080円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市の区域以外の区域（本市が所管する水道施設が所在する区域を除く。次号において同じ。）において行う応急作業（次号に掲げるものを除く。） 作業に従事した日1日につき 1,080円
- (2) 本市の区域以外の区域（管理者が別に定める著しく危険な区域に限る。）において行う応急作業その他管理者が認めたもの 作業に従事した日1日につき 2,160円
- (3) 本市の区域内の区域及び本市の区域以外の区域であって本市が所管する水道施設が所在する区域（管理者が別に定める著しく危険な区域に限る。）において行う応急作業その他管理者が認めたもの 作業に従事した日1日につき 1,080円

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第6号

上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和34年横須賀市水道企

業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条第1項本文中「、出勤後直ちに貸与された被服に着替え」を削り、「常に着用しなければならない」を「必要に応じて着用するものとする」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第7号

上下水道局会計規程（昭和28年横須賀市水道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第7条の3第1項中「第22条の4第4項」を「第22条の3第4項」に改める。

第84条第1号中「又は口座振替」を「、口座振替又は自動払込み」に改める。

第89条第1項中「第22条の4第4項」を「第22条の3第4項」に改める。

第97条の2第1項中「又は口座振替」を「、口座振替又は自動払込み」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第8号

上下水道局公金徴収事務等委託規程（平成26年横須賀市上下水道企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第2条第2項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 分担金
- (2) 負担金
- 第2条第2項に次の4号を加える。
- (5) その他の使用料
- (6) 加入金
- (7) 手数料
- (8) 前各号に掲げる収入に係る延滞金

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第9号

上下水道局契約事務取扱規程（平成19年横須賀市上下水道企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第8条第3項中「随意契約」の次に「（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に該当する契約のうち2以上の者から見積書を徴して締結する契約を除く。）」を加える。

別表の1の項中「80万円」を「150万円」に改め、同表の2の項及び3の項中「130万円」を「200万円」に改め、同表の4の項中「50万円（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。））」を「50万円（令）」に改め、同表の5の項中「40万円（リース期間が満了するまでの賃借料が80万円）」を「80万円（リース期間が満了するまでの賃借料が160万円）」に改め、同表の6の項中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第10号

水道事業用行政財産使用料徴収規程（昭和44年横須賀市水道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を後納とすることができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第11号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第12条第4項を次のように改める。

4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者に選任しようとする者が同時に他の事業所の主任技術者に選任されているときは、当該複数の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第12号

横須賀市下水道条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第21条に次の1項を加える。

5 前2項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認めるときは、公共下水道敷地使用料を後納とすることができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

横須賀市上下水道企業管理規程第13号

指定下水道工事店条例施行規程（平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第1条第2項第1号中「専属して従事する」を「選任する」に、「専属の責任技術者」を「選任責任技術者」に改め、同項第5号中「専属の責任技術者名簿」を「選任責任技術者名簿」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 登録を受けた私設下水道工事責任技術者を1人以上選任していること。

第5条第5号及び第8号中「専属の責任技術者」を「選任責任技術者」に改める。

第7条第2項第2号中「3箇月」を「6箇月」に、「25ミリメートル」を「24ミリメートル」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第1号

横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（昭和48年横須賀市条例第28号）第5条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定めます。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において一般の縦覧に供します。

令和7年4月1日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

負担区 の 名称	負担金を賦課しようとする区域		摘 要
	町	名	
西部負担 区	秋 谷	1 丁 目	一 部

消防局訓令甲

横須賀市消防局訓令甲第1号

火災予防事務処理規程（昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純 也

第3条第1項を次のように改める。

消防長は、規則第8条の3の禁止行為解除承認申請書（以下この条において「申請書」という。）の提出を受けたときは、消防事務処理システム（火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをいう。）に所要事項を入力し、申請済印（第1号様式）を押印し、禁止行為解除承認申請受付簿（第2号様式）に記載した後、解除承認基準に適合しているかどうかを審査するとともに、必要に応じて現場検査を行い、禁止行為解除承認申請検査報告書（第3号様式）を作成し、火災予防上支障がないと認めるときは、申請書に承認済印（第4号様式）を押印して、副本を申請者に交付しなければならない。

第3条第2項を削り、同条第3項中「予防課長」を「消防長」に、「現場調査」を「現場検査」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「予防課長」を「消防長」に、「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条を次のように改める。

（火災予防上必要な業務に関する計画提出書の受付）  
第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、規則第13条に規定する火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を入力した後、現場検査を行わなければならない。

第5条第1項本文中「予防関係諸届事務処理簿」の次に「（第6号様式）」を、「届出済印」の次に「（第7号様式）」を加え、「押印した後」を「押印し、消防事務処理システムに所要事項を入力した後」に改め、「検査済印」の次に「（第8号様式）」を加え、同項ただし書中「と認める」を「ことが明らか」に改め、同条第2項及び第3項後段中「予防課長」を「消防長」に改め、同条第4項中「予防課長」を「消防長」に、「必要に応じて検査」を「現場検査」に改め、「し、同意審査した内容について又は違反等の事実確認について検査を行い、検査結果報告書を作成」を削り、同条第5項を削る。

第6条を次のように改める。

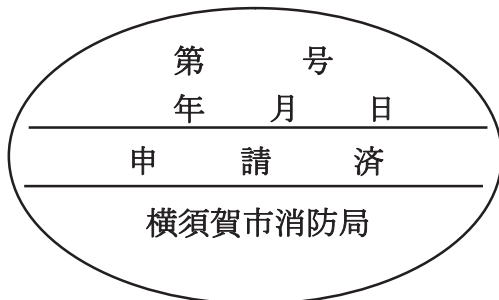
（火を使用する設備等設置届等の受付）  
第6条 署長は、次の各号に掲げる書類の提出があったときは、消防事務処理システムに所要事項を入力した後、現場検査を行うものとする。ただし、第3号（規則第16条第6号の露店等の開設届を除く。）、第4号（規則第17条第3項の灯油・塗料販売取扱者（変更）届に限る。）及び第6号に規定する書類に係る現場検査については、必要に応じて省略することができる。

- (1) 法第9条の3の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届書
- (2) 規則第15条の火を使用する設備等の届書
- (3) 規則第16条（第4号及び第5号を除く。）の火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届書
- (4) 規則第17条第1項の少量危険物貯蔵・取扱（変更）届、指定可燃物貯蔵・取扱（変更）届又は規則第17条第3項に

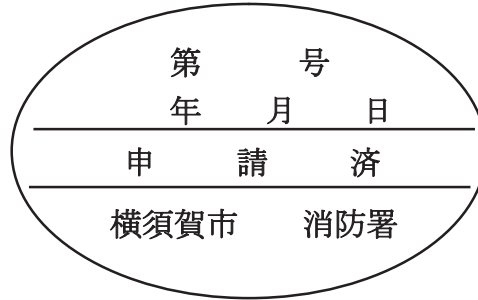
規定する灯油・塗料販売取扱者(変更)届  
 (5) 規則第18条の核燃料物質等の貯蔵・取扱(変更)届  
 (6) 規則第19条のずい道工事等災害予防計画(変更)届  
 (7) 規則第19条の2の指定洞道等敷設(変更)届  
 第7条中「少量危険物等タンク検査申請書」の次に「(以下この条において「申請書」という。)」を、「受け付けたときは」の次に「、予防関係諸届事務処理簿に記載し、申請済印を押印し、消防事務処理システムに所要事項を入力した後」を加え、「検査済証を」を「検査済証に申請書の副本を添えて」に改める。  
 第9条第1項中「署長」を「消防長又は署長」に、「予防関係諸届事務処理簿に朱書で廃止された旨を記入するものとする」を「当該報告書を届出書の原本(正本及び副本を提出する場合にあっては、正本をいう。以下同じ。))に添付して処理しなければならない」に改め、同条第2項中「署長」を「消防長又は署長」に、「届出書正本」を「届出書の原本」に改める。  
 第10条各号列記以外の部分中「予防課長」を「消防長」に改

め、「消防長に報告した後」を削る。  
 第12条中「正本」を「原本」に改め、「検査員又は調査員がこれに押印して」を削る。  
 第13条を次のように改める。  
 (原本の写しの返付)  
 第13条 消防長は、この規程に規定する計画提出書、申請書及び届出書(以下この条において「申請書等」という。)の受付において申請者等が必要とする場合は、当該申請書等の原本の写しに申請者等が持参した申請書等の原本を受領した旨を明記し、申請者等に返付するものとする。この場合において、消防長は、返付しようとする申請書等の原本の写しが、提出された申請書等の原本と相違ないことを確認しなければならない。  
 別表第2中「政令」を「令」に改め、同表の1の項、2の項及び3の項中「政令」を「令」に改める。  
 別表第3を削る。  
 第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条第1項関係)



横45ミリメートル・縦30ミリメートル



スタンプ 青

第2号様式中「(第3条第2項関係)」を「(第3条第1項関係)」に改める。

第3号様式中「(第3条第2項関係)」を「(第3条第1項関係)」に、「禁止行為解除承認申請調査書」を「禁止行為解除承認申請検査書」に、「調査日時」を「検査日時」に、

「

調査員	
-----	--

」を「

検査員	
-----	--

」に

改める。

第4号様式中「(第3条第2項関係)」を「(第3条第1項関係)」に改める。

第5号様式中「(第3条第4項関係)」を「(第3条第3項関係)」に改める。

第6号様式中「(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項関係)」を「(第5条第1項関係)」に、「現場調査月日」を「現場検査月日」に改める。

第7号様式中「(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項関係)」を「(第5条第1項関係)」に改める。

第8号様式中「(第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項関係)」を「(第5条第1項関係)」に改める。

第10号様式中「

調 査 員	
-------	--

」を

「

調 査 員	
-------	--

」に改める。

第11号様式中「(あて先)横須賀市消防長」を「(あて先)消防署長」に、「予防課長」を「消防長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令甲第2号

建築同意等事務処理規程(平成13年横須賀市消防局訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純也

第3条第2項を削り、同条第3項中「受付の年月日、番号等

を消防同意資料書収発簿(第2号様式)に記載し、消防同意資料書等に受付印を押印)を「消防事務処理システム(火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをいう。)に所要事項を入力」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第2項を次のように改める。

2 住宅通知の受付については、前条第2項の規定を準用する。

第4条第3項を削る。

第5条及び第6条第2項中「及び第3項」を削る。

第7条第2項中「第4条第2項及び第3項」を「第3条第2項」に改める。

第8条第3項本文中「第4号様式」を「第2号様式」に改める。

第10条第1項第1号中「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同項第3号中「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項前段中「第7号様式」を「第5号様式」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、消防事務処理システムに通知年月日を入力するものとする。

第10条第4項各号列記以外の部分中「第8号様式」を「第6号様式」に改める。

第11条第1項中「予防課長」を「消防長」に改める。

第12条第1項中「予防課長」を「消防長」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「受付の年月日、番号簿を仮使用認定収発簿(第9号様式)に記載し、当該図書に受付印を押印)を「消防事務処理システムに所要事項を入力」に改め、同条第2項中「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同条第3項中「火災予防事務処理規程」の次に「(昭和50年横須賀市消防本部訓令甲第1号)」を加え、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第14条中「第11号様式」を「第8号様式」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

消防長又は署長(以下「消防長等」という。)は、着工届出書又は工事計画届の届出を受けたときは、消防事務処理シ

ステムに所要事項を入力した後、設備等技術基準の適合状況について審査を行い、審査した結果を届出審査票（第9号様式）に記録するものとする。

第16条第2項中「署長等」を「消防長等」に改める。

第17条中「署長等」を「消防長等」に改める。

第18条第6項を削り、同条第5項本文中「署長等」を「消防長等」に、「及び」を「又は」に、「求めるものとし、受付の年月日、番号等を着工届等届出副本交付簿に記載し、当該図書に受付印を押印した後」を「求め」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項本文中「第1項の」を削り、「第18号様式」を「第13号様式」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項前段中「前項の」を削り、同項後段中「第17号様式」を「第12号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項本文中「署長等」を「消防長等」に、「受付の年月日、番号等を消防用設備等（特殊消防用設備等）検査事務処理簿（第14号様式）に記載し」を「消防事務処理システムに所要事項を入力し」に、「第4条第1項」を「第5条第2項」に、「第15号様式」を「第10号様式」に、「第16号様式」を「第11号様式」に改め、同項ただし書中「査察又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

設置届出書は、正本及び副本各1通を提出するものとする。

第18条第7項中「第4項の」を削る。

第19条第1項中「第19号様式」を「第14号様式」に改め、同条第2項中「消防長又は署長」を「消防長等」に、「第20号様式」を「第15号様式」に改め、同条第3項前段中「第21号様式」を「第16号様式」に改め、同項後段中「第22号様式」を「第17号様式」に改め、同条第4項中「第23号様式」を「第18号様式」に改める。

第20条第1項及び第2項を次のように改める。

消防長等は、省令第31条の6第3項に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（以下「点検報告書」という。）を受け付けたときは、消防事務処理システムに所要事項を入力するものとする。

2 消防長等は、点検結果の不良内容が改修されていないものについては、必要に応じて関係者に消防長が別に定める是正通知書を交付するものとする。ただし、当該不良内容が、消防用設備等又は特殊消防用設備等の性能・機能に障害をきたす重大な欠陥があると認められるときは、立入検査等を実施し、指導するものとする。

第20条第3項中「予防課長」を「消防長」に改め、同条第4項中「署長等」を「消防長等」に改める。

第21条を次のように改める。

（原本の写しの返付）

第21条 消防長は、この規程に規定する計画提出書、申請書及び届出書の受付において申請者等が必要とする場合は、申請者等が持参した申請書等の原本受領した旨を明記し、申請者等に返付するものとする。この場合において、消防長は、返付しようとする申請書等の原本の写しが、提出された申請書等の原本と相違ないことを確認しなければならない。

別表第2中

法61条 （防火地域内の建築物）	○	○	○	○	○	○
法62条 （準防火地域内の建築物）	○	○	○	○	○	○

を

法61条 （防火地域及び準防火地域内の建築物）	○	○	○	○	○	○
----------------------------	---	---	---	---	---	---

に、

屋根の項中「法63条」を「法62条」に改め、外壁等の項中「法65条」を「法63条」に改める。

第2号様式及び第3号様式を削る。

第4号様式（第1面）中

階段規制	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有（2直通 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 避難 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 特避 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有）
	<input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋内階段

を

階段規制	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	【2直通】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内（消防庁告示 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否）
	【避難階段】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内）
	【特 避】 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ 本）

に、

非常用進入口	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
--------	---

を

非常用進入口	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> バルコニー <input type="checkbox"/> 窓）
--------	---

に改め、同様式を第2号様式（第1面）とする。

第4号様式（第2面）中

政令区分	
------	--

を

政令区分	
棟別	<input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 接続別棟（ ） <input type="checkbox"/> 令8（ ）

に、

有窓・無窓	<input type="checkbox"/> 有窓 <input type="checkbox"/> 無窓
令8	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
令9	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

を

有窓・無窓	<input type="checkbox"/> 有窓 <input type="checkbox"/> 無窓
-------	---

に改め、同様式を第2号様式（第2面）とする。

第4号様式（第3面）中

特殊消防用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	---

を

特殊消防用設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
有資格者による消防用設備等点検の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否（消令36）

に改め、同様式を第2号様式(第3面)とする。  
 第5号様式を第3号様式とし、第6号様式を第4号様式とし、第7号様式を第5号様式とし、第8号様式を第6号様式とする。  
 第9号様式を削る。  
 第10号様式を第7号様式とし、第11号様式(表面)を第8号様式(表面)とし、第11号様式(裏面)を第8号様式(裏面)とする。  
 第12号様式を削る。  
 第13号様式を第9号様式とする。  
 第14号様式を削る。  
 第15号様式中「(第18条第1項関係)」を「(第18条第2項関係)」に、「消防法施行規則第31条の3第2項の規定」を「  
 の規定」に改め、同様式を第10号様式とする。  
 第16号様式(表面)中「(第18条第1項関係)」を「(第18条第2項関係)」に改め、同様式を第11号様式(表面)とする。  
 第16号様式(裏面)を第11号様式(裏面)とする。  
 第17号様式中「(第18条第2項関係)」を「(第18条第3項関係)」に改め、同様式を第12号様式とする。  
 第18号様式中「(第18条第4項関係)」を「(第18条第5項関係)」に改め、同様式を第13号様式とする。  
 第19号様式を第14号様式とし、第20号様式から第23号様式までを5号ずつ繰り上げる。  
 第24号様式から第26号様式までを削る。  
 附 則  
 この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第3号

防火管理者等関係事務処理規程(平成29年横須賀市消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純 也

第1条中「第48条の3第1項」の次に「の規定による届出」を加える。  
 第2条第1項各号列記以外の部分中「防火・防災管理者選任(解任)届出書」の次に「(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。))第3条の2第1項に規定する届出書をいう。)」を加え、「次に掲げる処理を行う」を「当該届出書に記載されている防火管理者又は防災管理者の資格を当該届出書に添付された資格を証する書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))と照合するとともに、当該資格が令第3条第1項各号又は第47条第1項各号のいずれかに該当するかどうかを確認し、不備がない場合は、消防事務処理システム(火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをいう。以下同じ。))及び査察台帳に所要事項を登録し、又は記載する」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項前段中「統括防火・防災管理者選任(解任)届出書」の次に「(省令第4条の2第1項に規定する届出書をいう。)」を加える。  
 第3条第1項各号列記以外の部分中「消防計画作成(変更)届出書」の次に「(省令第51条の8第1項に規定する届出書をいう。)」を加え、「次に掲げる処理を行う」を「当該届出書に記載されている防火管理に係る消防計画又は防災管理に係る消防計画に、省令第3条又は第51条の8に掲げる事項が記載されているか確認し、不備がない場合は、消防事務処理システム及び査察台帳に所要事項を登録し、又は記載する」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項前段中「全体についての消防計画作成(変更)届出書」の次に「(省令第51条の11の2において読み替えて準用する省令第4条に規定する届出書をいう。)」を加え、同条第3項中「査察台帳」を「消防事務処理システム及び査察台帳」に、「記載」を「登録し、又は記載」に改める。  
 第4条各号列記以外の部分中「自衛消防組織設置(変更)届

出書」の次に「(省令第4条の2の15第2項に規定する届出書をいう。)」を加え、「次に掲げる処理を行う」を「当該届出書に省令第4条の2の15第1項に掲げる事項が記載されていること及び当該届出書に記載されている統括管理者の資格が令第4条の2の8第3項各号のいずれかに該当することを確認し、不備がない場合は、消防事務処理システム及び査察台帳に所要事項を登録し、又は記載する」に改め、同条各号を削る。  
 第6条を次のように改める。  
 (届出書の写しの交付)  
 第6条 署長は、法又は令に規定する届出を受けた場合において、届出者からの求めに応じ、届出書の写しに届出済みである旨を表示したものを交付することができる。  
 附 則  
 この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第4号

防火対象物定期点検報告等に関する事務処理規程(平成29年横須賀市消防局訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純 也

第2条第1項を次のように改める。  
 消防署長(以下「署長」という。))は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。))第4条の2の4第3項に規定する報告書(以下「点検報告書」という。))を受け付けたときは、点検結果が省令第4条の2の6第1項各号又は第51条の14各号に掲げる基準(以下「点検基準」という。))に適合しているか確認した上で消防事務処理システム(火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをいう。以下同じ。))に所要事項を登録するものとする。この場合において、署長は、点検結果が点検基準に適合していない場合であって、当該適合していない内容(以下「不備内容」という。))が防災管理上又は防火管理上重大であると認めるときは、点検報告改修計画(報告)書(第1号様式)により具体的な改修方法について回答するよう届出者に指導するものとする。  
 第2条第2項を削り、同条第3項中「正本」を「当該点検報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項」を「前項の規定により送付を受けた点検報告書又は第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とする。  
 第4条中「正本及び副本各1通提出しなければならない」を「消防長等に対し、省令第4条の2の8第2項に規定する申請書(次項において単に「申請書」という。))の正本及び副本各1通を提出するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。  
 2 消防長等は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次条の規定に基づく処理を行った後、申請書の副本を申請者に交付するものとする。  
 第5条第1項中「申請」を「申請書の提出」に、「第5号様式」を「第2号様式」に、「第6号様式」を「火災予防事務処理規程(昭和50年消防本部訓令第1号)第3条第2項に規定する申請済印をいう。」に、「押印し、受領する」を「押印した後、消防事務処理システムに所要事項を登録する」に改め、同条第3項中「第1項に規定するほか」を「消防長等は」に、「第7号様式」を「第3号様式」に、「第8号様式」を「第4号様式」に改める。  
 第6条第1項中「申請書を受領した場合」を「処理したとき」に改め、同条第3項中「第1項」を「消防長等は、第1項」に、「結果報告は」を「結果について」に、「第9号様式」を「第5号様式」に、「によるもの」を「を作成するもの」に改める。  
 第11条第1項本文中「正本及び副本各1通提出しなければならない」を「消防長等に対し、省令第4条の2の8第7項に規定する届出書(以下この条において単に「届出書」という。))を提出するものとする」に改め、同条第2項中「変更届出書を受領した場合」を「届出書を受領したとき」に、「受付年月日等を管理権原者変更届出事務処理簿(第10号様式)に記載した

後、届出済印（第11号様式）を押印して」を「消防事務処理システムに所要事項を登録した後、当該届出書を」に、「編纂」を「編さん」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（申請書等の写しの交付）

第12条 消防長等は、法に規定する申請又は届出を受けた場合において、申請者又は届出者からの求めに応じ、申請書の写しに申請済みである旨を表示したものを又は届出書の写しに届出済みである旨を表示したものを交付することができる。

第1号様式から第3号様式までを削る。

第4号様式中「（第2条第2項関係）」を「（第2条第1項関係）」に改め、同様式を第1号様式とする。

第5号様式を第2号様式とし、第6号様式を削り、第7号様式を第3号様式とし、第8号様式を第4号様式とし、第9号様式を第5号様式とし、第10号様式及び第11号様式を削る。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市消防局訓令甲第5号

火災予防審査規程（平成元年横須賀市消防本部訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純 也

第11条第1項中「立入検査結果報告書」を「立入検査等結果報告書」に改め、「編さんし、」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録し、」を加える。

第12条第1項本文中「立入検査を」を「立入検査又は書面による検査（以下「立入検査等」という。）を」に、「立入検査結果報告書」を「立入検査等結果報告書」に改める。

第12条の2第1項本文中「立入検査の」を「立入検査等の」に、「立入検査結果報告書」を「立入検査等結果報告書」に改め、同条第3項及び第4項中「立入検査」を「立入検査等」に改める。

第12条の3第1項本文中「立入検査」を「立入検査等」に改める。

第4号様式中「立入検査結果報告書」を「立入検査等結果報告書」に、「階級・氏名 ㊟」を「階級・氏名 ㊟」に、「立入検査の」を「立入検査等の」に改める。

第5号様式中「立入検査結果通知書」を「立入検査等結果通知書」に、「立入検査を」を「立入検査等を」に改める。

第6号様式及び第6号様式の2中「立入検査」を「立入検査等」に改める。

第7号様式中「立入検査結果通知書」を「立入検査等結果通知書」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市消防局訓令甲第6号

危険物の規制に関する事務処理規程（平成26年横須賀市消防局訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純 也

第2条第1項を次のように改める。

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵等の承認の申請は、危険物規則第1条の6に定める申請書（以下この条において単に「申請書」という。）の正本及び副本各1通を提出するものとする。

第2条第2項中「第5条第3項」を「第5条」に、「事務処理をするときは、現場調査」を「審査を行うときは、必要に応じて現場調査」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 消防長は、申請書の提出を受けたときは、消防事務処理システム（火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをい

う。以下同じ。）に所要事項を登録した上で取扱規則第5条の規定による審査を行い、仮貯蔵（仮取扱）承認申請審査報告書（第1号様式）を作成するものとする。

第2条に次の2項を加える。

4 消防長は、取扱規則第5条の規定による通知をするときは、当該通知に係る通知書に、申請書の副本に申請済印（火災予防事務処理規程（昭和50年消防本部訓令甲第1号）第3条第2項に規定する申請済印をいう。以下同じ。）を押印したものを添付するものとする。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請に係る通知については、この限りでない。

5 消防長は、取扱規則第5条の規定による通知をしたときは、当該通知に係る通知書に記載された指令番号その他の所要事項を危険物関係指令番号簿（第2号様式。以下「番号簿」という。）に記載し、申請書の正本を危険物査察台帳に編さんするものとする。

第3条中「法第11条第1項の規定による」を「市長は、法第11条第1項に規定する」に、「設置許可申請書又は変更許可申請書の提出」を「設置又は変更の許可の申請」に、「（設置・変更）許可申請審査報告書（第3号様式）を添付し、取扱規則第6条第1項に規定する事務処理をした後に番号簿の該当箇所に所要事項を記載し、当該製造所等の危険物施設台帳に編さんして保存する」を「消防事務処理システムに所要事項を登録した上で取扱規則第6条第1項の規定による審査を行い、（設置・変更）許可申請審査報告書（第3号様式）を作成するものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該申請に係る審査が法第11条の3第1号に掲げる審査である場合は、市長は、当該申請に係る審査を同条に基づき法第16条の10に規定する危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に委託するものとする。

第3条に次の2項を加える。

2 市長は、取扱規則第6条第1項の規定による通知をするときは、当該通知に係る通知書に、第1項の申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）のうちの1通に申請済印を押印したものを添付するものとする。

3 市長は、取扱規則第6条第1項の規定による通知をしたときは、当該通知に係る通知書に記載された指令番号その他の所要事項を番号簿に記載し、前項の規定により通知書に添付した申請書以外の申請書を危険物査察台帳に編さんするものとする。

第4条中「法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用承認申請書の提出」を「市長は、法第11条第5項ただし書に規定する製造所等の仮使用の承認の申請」に、「仮使用承認申請審査報告書（第4号様式）を添付し、取扱規則第7条に規定する事務処理をした後に番号簿の該当箇所に所要事項を記載し、当該製造所等の危険物施設台帳に編さんして保存する」を「消防事務処理システムに所要事項を登録した上で取扱規則第7条に規定する審査を行い、仮使用承認申請審査報告書（第4号様式）を作成するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 取扱規則第7条の規定による通知の事務処理については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第5条を次のように改める。

（基礎・地盤検査等）

第5条 市長は、政令第8条の2第6項に規定する完成検査前検査の申請（同条第5項に規定する基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査に係るものに限る。）を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録した上で法第11条の2第1項に規定する検査を行い、完成検査前検査（基礎地盤・溶接部・岩盤タンク）報告書（第5号様式）を作成するものとする。

2 前項の検査は、協会に委託して行うものとする。

3 政令第8条の2第7項に規定する通知の事務処理については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

第5条の次に次の1条を加える。

（水圧検査及び水圧検査）

第5条の2 市長は、政令第8条の2第6項に規定する完成検査前検査の申請（同条第5項に規定する水張検査及び水圧検査に限る。）を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録した上で法第11条の2第1項に規定する検査を行い、完成検査前検査（水張・水圧）報告書（第6号様式。次項において単に「報告書」という。）を作成するものとする。

2 市長は、政令第8条の2第7項に規定する通知をするときは、当該通知に係る通知書に報告書及び第1項の申請に係る申請書（次項において単に「申請書」という。）のうちの1通に申請済印を押印したものを添付するものとする。

3 政令第8条の2第7項に規定する通知の事務処理については、第3条第3項の規定を準用する。  
第6条から第9条までを次のように改める。  
（完成検査申請）

第6条 市長は、政令第8条第1項に規定する完成検査の申請を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録した上で法第11条第5項に規定する検査を行い、完成検査報告書（第7号様式）を作成するものとする。

2 政令第8条第3項に規定する完成検査済証（以下単に「完成検査済証」という。）の交付の事務処理については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。  
（譲渡引渡届出書）

第7条 市長は、法第11条第6項後段の規定による製造所等の譲渡又は引渡の届出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書（以下この条において単に「届出書」という。）のうちの1通を危険物査察台帳に編さんするものとする。この場合において、市長は、危険物査察台帳に編さんした届出書以外の届出書に届出済印（第8号様式）を押印したものを届出者に交付するものとする。  
（危険物の品名等変更届出書）

第8条 市長は、法第11条の4第1項の規定による製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書（以下この条において単に「届出書」という。）のうちの1通を危険物査察台帳に編さんするものとする。この場合において、市長は、危険物査察台帳に編さんした届出書以外の届出書に届出済印を押印したものを届出者に交付するものとする。  
（廃止届出書）

第9条 市長は、法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書を危険物査察台帳に編さんするものとする。  
第10条第1項を次のように改める。  
市長は、法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書（以下この条において単に「届出書」という。）を危険物査察台帳に編さんするものとする。  
第10条第2項中「前項に規定する届出書が選任の届出である場合」を「市長は、届出書が危険物保安監督者の選任に係るものである場合」に改める。  
第11条から第13条までを次のように改める。  
（予防規程制定（変更）認可申請書）

第11条 市長は、法第14条の2第1項に規定する認可の申請を受けたときは、システムに所要事項を登録した上で取扱規則第10条に規定する審査を行い、予防規程認可申請審査報告書（第9号様式）を作成するものとする。

2 法第14条の2第1項に規定する通知の事務処理については、第2条第5項及び第5条の2第2項の規定を準用する。  
（危険物の移送等に係る書面）

第12条 消防長は、政令第30条の2第5号の規定による移送の経路その他必要な事項を記載した書面の送付を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該送付に係る書面を危険物査察台帳に編さんするものとする。この場合に

において、消防長は、必要に応じて送付を受けた旨を消防局指令課長に通知するものとする。  
（保安に関する検査）

第13条 法第14条の3第1項及び第2項に規定する検査の申請は、危険物規則第62条の3第1項に規定する申請書（以下この条において単に「申請書」という。）3通を提出するものとする。

2 市長は、法第14条の3第1項又は第2項に規定する保安に関する検査の申請を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録した上でこれらの項に規定する検査を行い、屋外タンク貯蔵所保安検査報告書（第10号様式。第4項において単に「報告書」という。）を作成するものとする。

3 前項の検査は、協会に委託して行うものとする。

4 市長は、危険物規則第62条の3第3項に規定する保安検査済証（次項において単に「保安検査済証」という。）の交付をするときは、当該保安検査済証に報告書及び申請書の副本1通を添付するものとする。

5 保安検査済証の交付の事務処理については、第2条第5項の規定を準用する。  
第13条の次に次の1条を加える。  
（保安に関する検査の時期の変更）

第13条の2 政令第8条の4第2項ただし書に規定する申請は、危険物規則第62条の3第2項に規定する申請書（以下この条において単に「申請書」という。）の正本及び副本各1通を提出するものとする。

2 市長は、政令第8条の4第2項ただし書に規定する申請があったときは、消防事務処理システムに所要事項を登録した上で取扱規則第11条に規定する審査を行うものとする。

3 取扱規則第11条に規定する通知の事務処理については、第2条第4項本文及び第5項の規定を準用する。  
第14条を次のように改める。  
（完成検査済証等再交付）

第14条 政令第8条第4項に規定する完成検査済証の再交付の申請は同条第5項に規定する申請書（以下この条において「完成検査済証再交付申請書」という。）の、取扱規則第17条第2項の規定による証票等の再交付は同項に規定する申請書（以下この条において「証票等再交付申請書」という。）の正本及び副本各1通を提出するものとする。

2 市長は、政令第8条第4項に規定する完成検査済証の再交付の申請又は取扱規則第17条に規定する証票等の再交付の申請があったときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、完成検査済証の再交付にあっては完成検査済証の、証票等の再交付にあっては証票等の余白に再交付印（第11号様式）を押印し、又は備考欄に再交付である旨を記載した上で完成検査済証再交付申請書又は証票等再交付申請書の副本に申請済印を押印したものと併せて申請者に交付するものとする。

3 市長は、前項の交付をしたときは、当該交付に係る完成検査済証又は証票等に記載された指令番号その他の所要事項を番号簿に記載し、完成検査済証再交付申請書又は証票等再交付申請書の正本を危険物査察台帳に編さんするものとする。

4 政令第8条第4項に規定する完成検査済証の再交付の申請又は取扱規則第17条に規定する証票等の再交付の申請に係る事由が汚損又は破損であるときは、完成検査済証再交付申請書又は証票等再交付申請書に、当該申請に係る完成検査済証又は証票等の写しを添付するものとする。  
第15条中「第2条」を「市長又は消防長は、第2条」に、「第11条又は第13条に規定する申請書」を「第11条、第13条又は第13条の2に係る申請」に、「当該申請書に決裁票を添付して供覧した後、危険物施設許可取下等関係書類」を「消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該書面を危険物査察台帳」に改める。  
第16条及び第17条を次のように改める。  
（資料提出書）

第16条 法第16条の5第1項の規定による命令又は市長からの求めに応じて行う資料の提出は、資料提出書（軽微な変更・規制外の変更）（第12号様式甲）、資料提出書（設置者の氏

名又は名称・法人の代表者・設置場所名の変更) (第12号様式乙)、資料提出書(休止・再開) (第12号様式丙)、資料提出書(予防規程の軽微な変更) (第12号様式丁)又は資料提出書(危険物取扱者) (第12号様式戊)に当該命令又は求めに係る資料を添付して提出するものとする。

2 市長は、前項の資料提出書の提出があったときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該資料提出書を危険物査察台帳に編さんするものとする。  
(工事整備対象設備等着工届出書)

第17条 建築同意等事務処理規程(平成13年消防局訓令甲第7号)第16条の規定は、法第17条の14の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、建築同意等事務処理規程第16条中「設備等技術基準」とあるのは、「政令第3章第4節に定める技術上の基準」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第17条の14の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る届出書を危険物査察台帳に編さんするものとする。

第18条第1項中「予防課長」を「市長」に、「あらかじめ所轄消防署長に連絡しなければならない」を「必要に応じて消防署長に連絡するものとする」に改め、同条第2項中「所轄消防署長」を「消防署長」に改める。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(内部点検の点検期間の延長)」を付し、同条第1項中「危険物規則第62条の5第1項ただし書の規定による内部点検期間延長の届出書の提出」を「市長は、危険物規則第62条の5第1項ただし書の規定による届出」に、「その写しに届出済印(第8号様式)を押印して届出者に交付するほか、番号簿の該当箇所に所要事項を記載し、決裁票を添付して供覧した後、当該製造所等の危険物施設台帳に編さんして保存する」を「消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書を危険物査察台帳に編さんするものとする」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2 危険物規則第62条の5第3項に規定する申請は、同条第4項に規定する申請書(以下この条において単に「申請書」という。)の正本及び副本各1通を提出するものとする。

2 市長は、危険物規則第62条の5第3項に規定する申請を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、承認の可否を審査するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果を申請書の副本の備考欄に記載した上で、当該申請書の副本を申請者に交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、申請書の正本を危険物査察台帳に編さんするものとする。  
第20条及び第21条を次のように改める。

(漏れの点検期間の延長)

第20条 危険物規則第62条の5の2第3項に規定する申請は、同条第4項に規定する申請書(以下この条において単に「申請書」という。)の正本及び副本各1通を提出するものとする。

2 市長は、危険物規則第62条の5の2第3項に規定する申請を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、承認の可否を審査するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果を申請書の副本の備考欄に記載した上で、当該申請書の副本を申請者に交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、申請書の正本を危険物査察台帳に編さんするものとする。

5 市長は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)附則第3項第2号に規定する届出を受けたときは、消防事務処理システムに所要事項を登録し、当該届出に係る届出書を危険物査察台帳に編さんするものとする。

(申請書等の写しの交付)

第21条 市長又は消防長は、法、政令、危険物規則又は取扱規則に規定する申請、届出又は書面等の送付(以下「申請等」という。)を受けた場合において、当該申請等を行った者からの求めに応じ、申請書等の写しに申請済み等であることを表示したものを交付することができる。

第1号様式中「(第2条第1項関係)」を「(第2条第2項関係)」に、

付 近 の 状 況		を
付 近 住 民 の 意 向		

付 近 の 状 況		に
-----------	--	---

改める。

第2号様式中「(第2条第1項関係)」を「(第2条第5項関係)」に、「危険物取締関係指令番号簿」を「危険物関係指令番号簿」に、

番号	提出日	担当者	完結日	交付日	受領者	設置許可日・許可番号	施設区分	施設名称等	を
----	-----	-----	-----	-----	-----	------------	------	-------	---

番号	受理日	担当者	許可、検査又は承認日	交付日	受領印	設置(変更)許可日・許可番号	施設名称等	施設区分	に
----	-----	-----	------------	-----	-----	----------------	-------	------	---

改める。

第3号様式中「(第3条関係)」を「(第3条第1項関係)」に、

施設の所在地及び周囲の状況		を
付 近 住 民 の 意 向		
他の法令による許認可等の有無		

施設の所在地及び周囲の状況		に
---------------	--	---

改める。

第4号様式中「(第4条関係)」を「(第4条第1項関係)」に、

施設の所在地及び周囲の状況		を
付 近 住 民 の 意 向		
他の法令による許認可等の有無		

施設の所在地及び周囲の状況		に
---------------	--	---

改める。

第5号様式中「(第5条第2項関係)」を「(第5条第1項関係)」に改める。

第6号様式中「(第5条第3項関係)」を「(第5条の2第1項関係)」に、

タンク製作者名		を
安全装置の適否		

タンク製作者名		に
---------	--	---

改める。

第7号様式中「(第6条関係)」を「(第6条第1項関係)」に改める。  
 第8号様式中「(第7条関係)」を「(第7条、第8条関係)」に改める。  
 第9号様式を削り、第10号様式中「(第11条関係)」を「(第11条第1項関係)」に改め、同様式を第9号様式とする。  
 第11号様式を第10号様式とし、第12号様式中「(第14条第1項関係)」を「(第14条第2項関係)」に改め、同様式を第11号様式とする。  
 第13号様式甲中「(第16条関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第12号様式甲とする。  
 第13号様式乙中「(第16条関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第12号様式乙とする。  
 第13号様式丙中「(第16条関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第12号様式丙とする。  
 第13号様式丁中「(第16条関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第12号様式丁とする。  
 第13号様式戊中「(第16条関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第12号様式戊とする。  
 第14号様式を削る。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第7号

液化石油ガス関与事務処理規程(昭和43年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純也

第2条第1項中「ものとし、受付及び事務処理を消防局予防課が行う」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 消防長は、前2項の申請書の提出を受けたときは、消防事務処理システム(火災予防分野に係る届出、申請及び報告を管理するための電子情報処理組織で消防局指令課が所管するものをいう。)に所要事項を入力し、申請書の内容審査(消防長が現場調査が必要であると認めた場合は、当該現場調査を含む。)を行った上で、その結果を液化石油ガス貯蔵施設等(設置、変更)審査報告書(第2号様式)及び意見書(第3号様式)に記載する。

第2条第5項中「予防課長」を「消防長」に改め、「以下「番号簿」という。」を削り、「意見書」を「前項の意見書」に、「しなければならない」を「する」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 意見書交付申請書の正本は、液化石油ガス意見交付申請書台帳に編さんする。

第3条第1項中「液化石油ガス法」を「消防長は、液化石油ガス法」に、「番号簿に所要事項を記入し、消防長に供覧しなければならない」を「当該通報の内容を消防署長に通知する」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の通知を受けた消防署長は、必要に応じて現場調査を実施するものとする。

3 第1項の通報に係る資料は、液化石油ガス関係書類台帳に編さんする。

第3条第4項を削る。

第4条を次のように改める。

(要請事務の処理)

第4条 消防長は、液化石油ガス法第87条第2項の規定による消防長の火災予防上必要な措置要請をしたときは、当該要請の内容を消防署長に通知した上で、当該要請に係る資料を液化石油ガス関係書類台帳に編さんする。

第5条及び第6条を削る。

第2号様式中「氏名」を「氏名」に、「液化石油ガス関係法令規制事項の適合状況(但し貯蔵施設等について)」を「関係法令適合状況」に、「位置構造又は設備」を「消防法令(消防用設備等)」に、「貯蔵又は供給の方法」を「火災予防条例」に、

消 防 用 設 備	
火災予防条例規制事項	
建築基準法の規制事項	
特に注意すべき事項	

を

特に注意すべき事項	
現場調査担当者	
現場調査年月日	

に、

(事務処理欄)	立 会 者
	消防署 事業所

を

(事務処理欄)
---------

に

改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第2条第4項関係)

意 見 書

交付番号 第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

様

横須賀市消防長

年 月 日付け(申請者 \_\_\_\_\_ )から、液化石油ガス貯蔵施設等の許可を受けるため、意見を求めましたが、これについての意見は下記のとおりであります。

記

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第8号

火災予防違反処理規程(平成14年横須賀市消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純也

第3条第1項各号列記以外の部分中「違反処理」の次に「(法第3章の規定に係る違反処理を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第3章の規定に係る違反処理の主体は、市長とする。

第5条第3項本文、第6条、第9条並びに第10条第1項及び

第2項中「消防長」を「市長、消防長」に改める。  
 第19条に次の1項を加える。  
 3 司法警察職員又は検察官と告発前の事前協議を行うときは、情報提供書（第15号様式の2）に違反に関する必要な資料を添付するものとする。  
 第23条に次の1項を加える。  
 4 第1項の規定にかかわらず、法第16条の3第5項又は法第16条の6第2項の規定により代執行を行う場合は、市長がこれを行う。  
 第27条第1項中「防火対象物違反処理通知書」を「違反処理通知書」に、「防火対象物違反処理に関する協力依頼書」を「違反処理に関する協力依頼書」に改め、同条第2項中「防火対象物違反是正完了通知書」を「違反是正完了通知書」に改める。  
 第29条中「消防長」を「市長、消防長」に改める。  
 第30条第2項中「消防長」を「市長又は消防長」に改め、同条第4項中「消防長又は署長は」を「市長、消防長又は署長は」に改める。  
 第3号様式中「防火対象物」を「防火対象物等」に改める。  
 第7号様式の2及び第7号様式の3中「次の防火対象物」を「次の」に改める。  
 第8号様式中「防火対象物の所在地」を「所在地」に、「防火対象物の名称」を「名称」に、「横須賀市消防長」を「横須賀市消防署長」に改める。  
 第15号様式の次に次の1様式を加える。

第15号様式の2（第19条第3項関係）

情報提供書

年 月 日

対象物情報	所在地		
	名称		
	用途		
	構造・規模		
	収容人員		
	備考		
違反の発生日			
違反の概要			
適用条文			
被告発人の情報	法人	所在地	
		法人名称	
		代表者	役職
	個人	住所	
		氏名	職業
		生年月日	
対応経緯			
備考			
担当者情報 (消防機関)	部署		
	氏名		連絡先

第22号様式中「防火対象物違反処理通知書」を「違反処理通知書」に、「下記防火対象物」を「下記」に、「1防火対象物」を「1」の概要」に改める。  
 第23号様式中「防火対象物違反処理に関する協力依頼書」を「違反処理に関する協力依頼書」に、「下記防火対象物」を「下記」に、「1防火対象物」を「1」の概要」に改める。  
 第24号様式中「防火対象物違反是正完了通知書」を「違反是正完了通知書」に、「下記の防火対象物」を「下記の」に、「1防火対象物」を「1」の概要」に改める。  
 第27号様式中「第19条」を「第18条」に改める。  
 第28号様式中「防火対象物の所在地」を「所在地」に改める。  
 附 則  
 この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市消防局訓令第9号

警防規程（平成29年横須賀市消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市消防長 鈴木 純也

目次中「災害活動概要速報」を「災害活動速報」に改める。  
 第60条第2項及び第3項を削る。  
 第7章第2節を次のように改める。  
 第2節 災害活動速報

第61条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「局長は、火災、災害等の速報を受けたときは」を「前項の報告を受けた局長は」に、「市の」を「地域の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「署長は、火災、災害等において重大な事案が生じたときは、局長に速やか」を「前項の報告を受けた署長は、当該火災、災害等の内容に応じ、速やかに局長」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防隊等の小隊長は、火災、災害等において重大な事案が生じたときは、速やかに署長に報告しなければならない。

附 則  
この規程は、令達の日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第1号

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する等の規則  
 （教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正）

第1条 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表教育指導課の項を次のように改める。

教育指導課	市立高等学校の授業料、入検定料及び入学金の減免	市立学校の授業料等に関する条例（昭和32年横須賀市条例第19号）第4条	15日
-------	-------------------------	-------------------------------------	-----

別表第4項の表中央図書館の項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改める。

（初任給の基準に関する規則の一部改正）

第2条 初任給の基準に関する規則（昭和61年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「若しくは市立幼稚園」を削

る。

(横須賀市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 教育長に委任する事務等に関する規則(平成15年横須賀市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「及び幼稚園」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項第11号中「学校及びその他の教育機関」を「学校その他の教育機関」に改める。

(横須賀市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 横須賀市教育委員会公印規則(昭和35年横須賀市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項後段中「又は各幼稚園長」を削る。

別表第1中

横須賀市立何々幼稚園之印	12	てん書	方55	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長之印	13	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長職務代理者之印	14	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々幼稚園長之印	15	てん書	方21	各幼稚園長	各1
横須賀市立何々図書館之印	16	てん書	方30	各図書館長	各1

を

横須賀市立何々図書館之印	12	てん書	方30	各図書館長	各1
--------------	----	-----	-----	-------	----

に

改め、同表横須賀市立何々図書館長之印の項中「17」を「13」に改め、同表横須賀市自然・人文博物館之印の項中「18」を「14」に改め、同表横須賀市自然・人文博物館長之印の項中「19」を「15」に改め、同表横須賀市教育研究所之印の項中「20」を「16」に改め、同表横須賀市教育研究所長之印の項

中 

21
----

 を 

17
----

 に改める。

別表第2中

(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
校立横須賀市立何々幼稚園長職務代理者之印	稚立横須賀市立何々幼稚園長之印	横須賀市立何々幼稚園長之印	横須賀市立何々幼稚園長職務代理者之印	稚立横須賀市立何々幼稚園長之印

を

(11) 

校立横須賀市立何々幼稚園長職務代理者之印
----------------------

 に、「(16)」を「(12)」に、「(17)」を

「(13)」に、「(18)」を「(14)」に、「(19)」を「(15)」に、「(20)」を「(16)」に、「(21)」を「(17)」に改める。

(横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第5条 横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和3年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

(横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「出席簿は」の次に「、幼稚園部幼児につい

ては第8号様式の2とし」を加え、同条に次の1項を加える。

4 校長は、幼稚園部の課程を修了したと認められた幼稚園部幼児には、修了証書(第11号様式の2)を授与するものとする。

第9条前段中「並びに横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年教育委員会規則第11号)第20条(第12号様式に係る部分に限る。)及び第21条」を削る。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第8条第2項関係)

番 号	日 曜														出 席 日 数	欠 席 日 数		出 席 停 止 ・ 忌 引 等	遅 刻	早 退	
	幼 児 氏 名															病 気	そ の 他				
前 月 末 在 籍 幼 児 数		本 月 中 に お け る 異 動				本 月 末 在 籍 幼 児 数		記 事 欄												授 業 日 数	
男	名	入 学	退 学	差 引	増 減	名															
女	名	名	名	名	増 減	名															
計	名	名	名	名	増 減	名													日		

×(病気) <(その他) 忌(忌引) ∅(遅刻) \ (早退)

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式の2 (第8条第4項関係)

第  号	(元号)  年 月 日	横須賀市立ろう学校長  氏  名  印	右の者はろう学校の幼稚園の課程を修了したことを証する	修 了 証 書
			(元号) 年 月 日生	

(横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則の一部改正)  
 第7条 横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則(令和3年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表追浜の項中「横須賀市立船越小学校 横須賀市立田浦小学校」を「横須賀市立船越小学校」に改め、同表浦賀の項中「横須賀市立走水小学校 横須賀市立馬堀小学校」を「横須賀市立馬堀小学校」に改める。

(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第8条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則(平成16年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立高等学校の教育職員の人事評価に関する規則

第1条中「又は市立幼稚園」を削る。

第5条の表校長又は園長の項中「又は園長」を削り、同表市立幼稚園に勤務する園長以外の職員の項を削る。

第8条、第9条第2項及び第10条第1項中「又は園長」を削る。

(横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止)

第9条 横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 横須賀市教育委員会規則第2号

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
 教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則(昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に、「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並

びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に改める。

第5条の3中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条の6第1項の表教育職給料表の適用を受ける者の項を次のように改める。

|                                                    |                                                                                  |         |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 教育職給料表の適用を受ける者で、平成19年3月31日現在で高等学校教育職給料表の適用を受けていたもの | 5級の職務にある者及び4級の職務にある者                                                             | 100分の15 |
|                                                    | 3級の職務にある者のうち80号給以上のもの、2級の職務にある者のうち120号給以上のもの及び1級の職務にある者のうち137号給以上のもの             | 100分の10 |
|                                                    | 3級の職務にある者のうち79号給以下のもの、2級の職務にある者のうち70号給以上119号給以下のもの及び1級の職務にある者のうち97号給以上136号給以下のもの | 100分の5  |

第5条の6第2項中「144号給」を「142号給」に、「143号給」を「141号給」に改める。

第6条ただし書を次のように改め、同条の表を削る。

ただし、3級の職務の級にある者が4級の職務にある者となった場合において、昇格後の4級の職務の級の号給に加算額を加えた額(以下「4級の額」という。)が、昇格日の前日に受けていた3級の職務の級の号給に教職調整額を加えた額(以下「3級の額」という。)に満たない場合にあっては、3級の額から4級の額を控除して得た額(100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)を加算した額とする。



|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4,400 | 6,900 | 5,100 | 7,500 | 7,100 | 7,400 |
| 4,400 | 6,900 | 5,100 | 7,500 | 7,100 | 7,400 |
| 4,500 | 7,100 | 5,200 | 7,600 | 7,100 | 7,400 |
| 4,500 | 7,100 | 5,200 | 7,600 | 7,100 | 7,400 |
| 4,500 | 7,100 | 5,200 | 7,600 | 7,200 | 7,500 |
| 4,500 | 7,100 | 5,200 | 7,600 | 7,200 | 7,500 |
| 4,900 | 7,200 | 5,400 | 7,700 | 7,200 | 7,500 |
| 4,900 | 7,200 | 5,400 | 7,700 | 7,200 | 7,500 |
| 4,900 | 7,200 | 5,400 | 7,700 | 7,300 | 7,500 |
| 4,900 | 7,200 | 5,400 | 7,700 | 7,300 | 7,500 |
| 5,100 | 7,400 | 5,500 | 7,900 | 7,300 | 7,500 |
| 5,100 | 7,400 | 5,500 | 7,900 | 7,300 | 7,500 |
| 5,100 | 7,400 | 5,500 | 7,900 | 7,400 | 7,600 |
| 5,100 | 7,400 | 5,500 | 7,900 | 7,400 | 7,600 |
| 5,200 | 7,500 | 5,700 | 8,000 | 7,400 | 7,600 |
| 5,200 | 7,500 | 5,700 | 8,000 | 7,400 | 7,600 |
| 5,200 | 7,500 | 5,700 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,200 | 7,500 | 5,700 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,400 | 7,600 | 5,900 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,400 | 7,600 | 5,900 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,400 | 7,600 | 5,900 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,400 | 7,600 | 5,900 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,500 | 7,700 | 6,000 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,500 | 7,700 | 6,000 | 8,000 | 7,500 | 7,700 |
| 5,500 | 7,700 | 6,000 | 8,000 | 7,600 | 7,700 |
| 5,500 | 7,700 | 6,000 | 8,000 | 7,600 | 7,700 |
| 5,700 | 7,900 | 6,100 | 8,000 | 7,600 | 7,700 |
| 5,700 | 7,900 | 6,100 | 8,000 | 7,600 | 7,700 |
| 5,700 | 7,900 | 6,100 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 5,700 | 7,900 | 6,100 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 5,900 | 8,000 | 6,300 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 5,900 | 8,000 | 6,300 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 5,900 | 8,000 | 6,300 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 5,900 | 8,000 | 6,300 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 6,000 | 8,000 | 6,400 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 6,000 | 8,000 | 6,400 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 6,000 | 8,000 | 6,400 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 6,000 | 8,000 | 6,400 | 8,000 | 7,700 | 7,700 |
| 6,100 | 8,000 | 6,600 |       | 7,700 |       |
| 6,100 | 8,000 | 6,600 |       | 7,700 |       |
| 6,100 | 8,000 | 6,600 |       | 7,700 |       |
| 6,100 | 8,000 | 6,600 |       | 7,700 |       |
| 6,300 | 8,000 | 6,800 |       | 7,700 |       |
| 6,300 | 8,000 | 6,800 |       | 7,700 |       |
| 6,300 | 8,000 | 6,800 |       | 7,700 |       |
| 6,300 | 8,000 | 6,800 |       | 7,700 |       |
| 6,400 | 8,000 | 6,900 |       | 7,700 |       |
| 6,400 | 8,000 | 6,900 |       | 7,700 |       |
| 6,400 | 8,000 | 6,900 |       | 7,700 |       |
| 6,400 | 8,000 | 6,900 |       | 7,700 |       |
| 6,600 | 8,000 | 7,000 |       |       |       |
| 6,600 |       | 7,000 |       |       |       |
| 6,600 |       | 7,000 |       |       |       |
| 6,600 |       | 7,000 |       |       |       |
| 6,800 |       | 7,100 |       |       |       |
| 6,800 |       | 7,100 |       |       |       |
| 6,800 |       | 7,100 |       |       |       |
| 6,800 |       | 7,100 |       |       |       |
| 6,900 |       | 7,200 |       |       |       |
| 6,900 |       | 7,200 |       |       |       |
| 6,900 |       | 7,200 |       |       |       |
| 6,900 |       | 7,200 |       |       |       |
| 7,000 |       | 7,300 |       |       |       |
| 7,000 |       | 7,300 |       |       |       |
| 7,000 |       | 7,300 |       |       |       |
| 7,000 |       | 7,300 |       |       |       |

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第3号

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会

委員長 新 倉 聡

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則を廃止する規則

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則（平成19年横須賀市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第4号

横須賀市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

横須賀市教育委員会傍聴人規則（昭和27年横須賀市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号を次のように改める。

(7) 電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使  
せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を  
妨げるような使用をしないこと。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第5号

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（副教育長等）」に改め、同条第1項中「部に」を「事務局に副教育長を、部に」に改める。

第4条第1項中「部長」を「副教育長、部長」に、「並びに課長」を「、課長」に、「部長等」を「副教育長等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「部長等」を「副教育長等」に改め、同項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 副教育長 教育長の補佐及び事務局内の事務の総括管理に関すること。

第5条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 副教育長

第8条教育指導課の部第8号中「、保育料」を削り、同部第9号中「及び市立幼稚園園児」を削る。

第15条博物館運営課の部中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 博物館基金の管理に関すること。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

横須賀市教育委員会訓令甲第1号

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第1条中「部長（）」を「副教育長、部長（）」に、「部長等」を「副教育長等」に改める。

第2条中「部長等」を「副教育長等」に改める。

第4条中「について」の次に「、副教育長に事故があるとき又は欠けたときは当該事案を所掌する部長が」を加える。

第5条及び第6条中「部長等」を「副教育長等」に改める。  
別表第1中

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| 部 長                                           |
| 簡易事項                                          |
| 一般事項                                          |
| 一般事項                                          |
| 全般                                            |
| 課長                                            |
| 疑義又は裁量の余地のあるもの                                |
| 1 申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定 |
| 2 聴聞、弁明の機会の付与及び公聴会の実施                         |
| 疑義又は裁量の余地のあるもの                                |

|                                               |                       |
|-----------------------------------------------|-----------------------|
| 副教育長                                          | 部 長                   |
|                                               | 簡易事項                  |
| 重要事項（教育長が指定する事項に限る。）                          | 一般事項                  |
| 重要事項（教育長が指定する事項に限る。）                          | 一般事項                  |
|                                               | 全般                    |
|                                               | 課長                    |
|                                               | 疑義又は裁量の余地のあるもの        |
| 1 申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分に関する処分基準の設定 | 2 聴聞、弁明の機会の付与及び公聴会の実施 |
|                                               | 疑義又は裁量の余地のあるもの        |

を  
に  
改める。  
別表第2第1項の表中

|                                       |
|---------------------------------------|
| 部 長                                   |
| 部長、課長                                 |
| 部長、課長                                 |
| 部長、課長                                 |
| 1 部長、課長                               |
| 2 附属機関の委員等                            |
| 1 部長、課長                               |
| 2 附属機関の委員等                            |
| 係長又は主査以下の職員                           |
| 職により任命する委員及び特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免 |
| 全般                                    |

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 副教育長 | 部 長                                   |
| 副教育長 | 部長、課長                                 |
| 副教育長 | 部長、課長                                 |
| 副教育長 | 部長、課長                                 |
| 副教育長 | 1 部長、課長                               |
|      | 2 附属機関の委員等                            |
| 副教育長 | 1 部長、課長                               |
|      | 2 附属機関の委員等                            |
|      | 係長又は主査以下の職員                           |
|      | 職により任命する委員及び特別職の非常勤職員（附属機関の委員を除く。）の任免 |
|      | 全般                                    |

改め、同表注に関する部分第2項に次のただし書を加える。  
 ただし、出張命令に係る出張が次の各号のいずれかに該当するものである出張命令にあっては、この限りでない。

(1) 宿泊料以外の旅費が規定の額の旅費であって、宿泊料に係る宿泊施設が次のいずれかに該当する出張であるとき。  
 ア 用務先からあらかじめ指定された宿泊施設  
 イ 公務の円滑な遂行に支障のない範囲及び条件において、最も安価な宿泊施設

(2) 規定の額による上級の運賃に従い算出される鉄道賃その他の旅費を受ける者と同一の交通機関又は宿泊施設を利用しなければ公務の遂行に支障をきたす場合の出張であるとき。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。


横須賀市教育委員会訓令甲第2号

教育委員会の所管に係る公文書管理規程（平成22年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 副教育長の決裁を受けるもの 

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市教育委員会訓令甲第3号

市立学校職員の勤務時間に関する規程（平成7年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

第1条第1項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に、「市立養護学校及び市立幼稚園」を「及び市立養護学校」に改める。

第5条第1項中「並びに市立幼稚園に勤務する一般職員」を削る。

第6条第2項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

公平委員会規則

横須賀市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市公平委員会  
委員長 小 川 佳 子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年横須賀市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の

給与等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第1号

令和7年度横須賀市土地開発公社事業計画を次のとおり定めました。

令和7年4月1日

横須賀市土地開発公社  
理事長 島 内 太 郎

令和7年度横須賀市土地開発公社事業計画

横須賀市土地開発公社は、本年度において保有土地の管理等の事業を次のとおり行うものとする。

- 1 用地管理事業  
佐原地区文教施設建設用地  
管理予定面積 10,000.31㎡
- 2 用地取得事業  
道路改良事業による用地の取得（臨時分）  
取得予定面積 125㎡
- 3 用地賃貸事業  
馬堀海岸地区賃貸用地  
賃貸予定面積 12,682.09㎡

横須賀市土地開発公社公告第2号

令和7年度横須賀市土地開発公社予算を次のとおり定めました。

令和7年4月1日

横須賀市土地開発公社  
理事長 島 内 太 郎

令和7年度横須賀市土地開発公社予算

(総則)  
第1条 令和7年度横須賀市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)  
第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|                |   |          |
|----------------|---|----------|
| 収              | 入 |          |
| 第1款 事業収益       |   | 37,914千円 |
| 第1項 事業収益       |   | 37,800千円 |
| 第2項 事業外収益      |   | 114千円    |
| 支              | 出 |          |
| 第1款 事業費用       |   | 28,671千円 |
| 第1項 販売費及び一般管理費 |   | 7,302千円  |
| 第2項 事業外費用      |   | 21,369千円 |

(資本的収入及び支出)  
第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|              |   |          |
|--------------|---|----------|
| 収            | 入 |          |
| 第1款 資本的収入    |   | 13,625千円 |
| 第1項 雑入       |   | 13,625千円 |
| 支            | 出 |          |
| 第1款 資本的支出    |   | 29,538千円 |
| 第1項 公有地取得事業費 |   | 29,538千円 |